

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年3月4日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 石巻市図書館（本館）で使用する電力の供給
- (2) 仕様・供給場所等 別紙仕様書のとおり
- (3) 供給期間
 - ① 令和7年3月23日午前零時から令和10年3月22日午後12時まで
 - ② 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (4) 支払条件 毎月払い
- (5) 入札方式 入札前資格審査型
- (6) 入札方法
 - ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。
 - ② 入札価格の算定に当たっては、発電費用等にかかる燃料価格変動による調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、考慮しない。
 - ③ 本件は、「非参集型入札」とする（別添「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと。）。
- (7) 落札決定方式 総額決定
- (8) 契約方法 単価契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本業務に参加を申し込むことができる者は、参加申込日において次に掲げる要件を満たしていることとする。

なお、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合は、失格となる。

- ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条

第2項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）の「物品」に登録され、宮城県内の本店、支店、営業所等で登録されている者。

ただし、承認簿に登録されていない場合は、宮城県内に本店、支店、営業所等があることを要件とし、下記書類一式を参加資格審査申請書と同時に提出することで参加資格があるものとみなす。

ア 法人にあつては、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1に規定する登記事項証明書及び定款の写し

イ 個人にあつては、身分（身元）証明書の写し

ウ 印鑑証明書

エ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人事業税）、市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税（該当する場合））の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し、使用印鑑届、委任状（支店・営業所等の場合）

オ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（個人事業税）、市区町村税（個人市区町村民税、固定資産税（該当する場合）、国民健康保険税（料））の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し、使用印鑑届

② 平成28年4月1日以降、日本国内の官公庁舎において、1年間以上誠実に継続履行した電力供給の実績を有すること。

③ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

④ 平成28年4月1日以降、高圧電力（6,000ボルト以上）で1件の契約電力が50kWh以上の電力供給実績があること。

⑤ 供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号

に規定する要件に該当する者

- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出 （「一般書留」又は「簡易書留」で郵送すること。）	令和7年3月11日（火） 午後5時 必着 封筒の表に公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書きし、郵送した日に必ず右記連絡先へ電話連絡すること。	〒986-0831 宮城県石巻市羽黒町一丁目9-2 石巻市図書館 事業係（0225-93-8635）
審査結果の通知日	令和7年3月13日（木）	ファクシミリにより通知
仕様書等に対する質問の受付	令和7年3月5日（水）から 令和7年3月6日（木）まで 午後5時 必着	ファクシミリにより提出のこと。
質問への回答	令和7年3月7日（金）	質問提出事業者及び入札参加申請書提出事業者にファクシミリで回答
入札書、入札金額積算内訳書の提出期限 （「一般書留」又は「簡易書留」で郵送すること。）	令和7年3月19日（水） 午後5時 必着	〒986-0831 宮城県石巻市羽黒町一丁目9-2石巻市図書館 事業係（0225-93-8635）
入札日（開札日）	令和7年3月21日（金） 午前10時30分	

（注） 入札に参加する者は、自らの質問の有無に関わらず、質問への回答を十分確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

- (1) 本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限、場所等を厳守し、入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）及び以下の添付書類各1部を郵送（「一般書留」又は「簡易書留」に限る。以下同じ。）により提出して、資格審査を受けなければならない。

- ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）
 - ② 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証明する書類（経済産業大臣からの登録通知の写し）
 - ③ 誓約書（別記様式第2号）
 - ④ 営業概要表（別記様式第3号）
 - ⑤ 電力供給実績調書（別記様式第4号）
 - ⑥ 前記⑤の実績が確認できる契約書又は仕様書等の写し及び高圧電力の供給実績があることを証明する書類
 - ⑦ 会社概要（会社の業務内容等を説明したパンフレット等の資料）
- (2) 前記2に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札時において前記2(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (3) 期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (4) 留意事項
- ① 入札参加申請書等の作成及び提出に係る費用は、参加申込みをする者の負担とする。
 - ② 入札参加申込書等提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された入札参加申込書等は返却しない。
 - ③ 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該入札参加申込書等を無効とするとともに、虚偽記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

5 入札参加資格の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- なお、この通知は、ファクシミリにより行う。
- (2) 上記(1)に示す「制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書」を交付された者であっても、開札日の前日午後5時までは、入札を辞退することができる。
- なお、入札を辞退する場合は、任意様式の辞退届を提出すること。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の方法等

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積りすること。
- なお、入札書には、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（仕様書に記載する力率における年間を通しての単一単価）及び使用電力量に対する単価（月別又は時間帯

別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価)を根拠とし、提示する契約電力及び月毎の予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて得た総価(総額)(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を記載すること。

また、契約は入札金額積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約となるので、入札参加者はそのことに留意すること。

上記の予定使用電力量は、あくまで想定であり、電力の供給を確約するものではなく、実際の使用電力量が、予定使用電力量に満たない場合であっても、本市は一切の責を負わない。

- (3) 入札金額積算内訳書は、任意の様式とする。内訳書の「積算金額(入札金額)」は、入札書の入札金額と一致すること。
- (4) 入札金額の算定に当たっては、燃料費の変動に伴う発電費用の変動(燃料費調整額)及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載すること。

8 入札書等の提出

- (1) 前期5の制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により入札参加資格を有していると認められた者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、入札書(様式第1号)を入札金額積算内訳書(任意様式)とともに中封筒に封かんした二重封筒で、郵送により提出すること。
- (2) 本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は、返却しない。
- (3) 入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)の提出は、郵送(一般書留又は簡易書留)又は窓口持参による非参集型入札とする。それ以外の方法では、受付できない。
- (4) 入札書等の提出期限は、入札日(開札日)の前々日とし、提出期限を過ぎてから到着したものは、無効とする。
- (5) 入札書の日付は、入札日(開札日)を記入する。
- (6) 入札書等は、「入札等の案件名」、「開札日」及び「入札者名」を明記した中封筒に封入封かんし、「入札書等の案件名」、「開札日」及び「入札者名」を明記した外封筒にさらに封入封かんし、郵送すること。

なお、外封筒のあて名は、以下のとおり記載する。

〈送付あて先〉 〒986-0831 石巻市羽黒町一丁目9-2
石巻市図書館 事業係 行

9 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 郵送(書留)又は窓口持参以外の入札は、認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(消費税及び地方消費税を含む金

額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。

10 入札の回数

(1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、1回とする。再度の入札等を行う場合は、開札日中にファクシミリ施行により行う。

なお、再度入札の落札者は、入札金額積算内訳書(任意様式)を開札日中に、下記の電子メールアドレスへ送信すること。

電子メールアドレス: islib@city.ishinomaki.lg.jp

(2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

(1) 本公告に示した入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札資格審査書類に虚偽の記載をした者の入札。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(2) 入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者の行った入札及び前記2(2)に掲げる者の行った入札

(3) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札(修正可能な筆記用具の使用等)

(4) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

(8) 連合その他不正の行為があった入札

12 入札結果について

本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対しファクシミリにより通知する。

13 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

14 その他

- (1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担する。
- (2) 入札に参加する者は、入札公告のほか、別紙仕様書、契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に必要な書類について、前記4に提示した書類以外にも必要に応じ、提出を求めることがある。
- (4) 落札者は、この業務に係る供給契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第1項第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の10分の2に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (5) 実際に生じた本市の損害額が、上記(4)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(4)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(4)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (6) 長期継続契約により翌年度以降の本市の歳出予算において、本契約の契約金額の減額又は削除があった場合は、契約金額の減額又は契約の解除をすることがある。この場合において、本市は当該契約金額の減額又は削除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 詳細又は不明な点については、石巻市図書館事業係に照会のこと。

住所 〒986-0831 宮城県石巻市羽黒町一丁目9-2

電話 0225-93-8635 FAX 0225-21-1598

電子メールアドレス : islib@city.ishinomaki.lg.jp